

2014年(平成26年)10月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関する  
ことに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供すること  
に伴う本人通知の省略について(答申)

2014年(平成26年)9月30日付けで諮問(第682号)された生活保護  
法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関することに係る個人情報を  
目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次  
のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供  
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次  
のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

横浜弁護士会会長より、弁護士法第23条の2(「弁護士会は、前項の規定  
による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め  
ることができる。」)の規定に基づき、生活援護課で保有する生活保護受給者  
情報を提供して欲しい旨の照会がなされた。弁護士法第23条の2の規定は目  
的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せ  
ず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、横浜弁護士会会長  
に対し、生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情  
報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営  
審議会に諮問するものである。

### (2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

- ア 目的外に提供する個人情報  
氏名・ふりがな・生年月日・住所・通院先病院名及び診療報酬明細書（平成24年6月から11月まで）
- イ 目的外に提供する相手方  
横浜弁護士会会長
- ウ 目的外提供の根拠規定  
弁護士法第23条の2
- エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、弁護士法第23条の2に基づくものである。

弁護士法第23条の2「弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、各都道府県知事・市長はその照会に応じなければならぬ拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した横浜弁護士会会長によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

また、本件について照会申出人である弁護士に確認したところ、「照会対象者が車にひかれて負傷した交通事故において、照会対象者を負傷させた者が加入する保険会社が、休業損害金を照会対象者に、また診断書発行費用を照会対象者の通院先病院に支払ったため、その費用を保険会社が自賠責保険から回収するに際し、照会対象者の診療報酬明細書が必要とのことで照会するもの。診療報酬明細書により、照会対象者が医療機関に通院した証明になり、いつ、どのような怪我で通院したかが明らかになり、自賠責から保証金を回収するに際し、必ず添付するものである。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(ウ) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供に伴い、本人に通知することは照会対象者に覚醒剤後遺症もあり、照会者と照会対象者との間の示談交渉に支障が生じることを照会者に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるた

め、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

ア 弁護士法第23条の2に基づく照会書

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した横浜弁護士会会長によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、「照会対象者が車にひかれて負傷した交通事故において、照会対象者を負傷させた者が加入する保険会社が、休業損害金を照会対象者に、また診断書発行費用を照会対象者の通院先病院に支払ったため、その費用を保険会社が自賠責保険から回収するに際し、照会対象者の診療報酬明細書が必要とのことで照会するもの。診療報酬明細書により、照会対象者が医療機関に通院した証明になり、いつ、どのような怪我で通院したかが明らかになり、自賠責から保証金を回収するに際し、必ず添付するものである。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供に伴い、本人に通知した場合、照会対象者に覚醒剤後遺症もあり、照会申出人と照会対象者との間の示談交渉に支障が生じることを照会者に確認した。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上